

令和2年5月2日

株式会社 近畿予防医学研究所
メディカルフィットネスここあ守山

施設臨時休館延長のお知らせ

平素は、メディカルフィットネスここあ守山をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルスの流行により、滋賀県でも全国緊急事態宣言に伴う休止要請が前回4月21日に発表した事を受け、当施設と致しましても休止要請該当施設と判断し、4月23日(木)から5月6日(水)まで休止要請該当期間におきましては本施設を臨時休館とさせていただきます。

しかし、該当期間の終わりが近づいてき休止要請期間の延長が濃厚になっており当施設でも休館期間の延長をいたします。

会員の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、臨時休館の期間につきましては、滋賀県の緊急事態宣言の延長期間に準じ変更とさせていただきますのでご了承ください。

休館延長期間 : 滋賀県緊急事態宣言 休止要請延長期間に準じる

※今後の対応につきましては、当施設のホームページや Facebook でも随時更新してしますのでご確認ください。

Facebook にご登録されていない方もご覧いただけますので「メディカルフィットネスここあ守山」で検索してみてください。「いいね!」を押していただけますと Facebook の投稿画面に随時投稿のさいに自動的にご覧になれます。

<問い合わせ窓口>

月～土曜日 10:00～18:00 (日・祝日除く) 077-514-0514

- ・休会延長の手続きについて
- ・休館期間について

会員の皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。